

国立大学法人東京医科歯科大学国府台合宿研修所使用規則

平成27年3月27日
規則第48号

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学国府台合宿研修所（以下「合宿研修所」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（使用目的）

第2条 合宿研修所は、東京医科歯科大学の課外活動又は正課教育のために使用させる。

（管理運営）

第3条 合宿研修所の管理運営責任者は、学長が指名する副理事とする。

2 合宿研修所の管理及び運営に関する基本的事項については、学生支援・保健管理機構運営委員会において審議する。

（使用者の範囲）

第4条 合宿研修所を利用できる者は、原則として本学の学生又は教職員とする。ただし、管理運営責任者が特に認めた場合はこの限りではない。

（休所日）

第5条 合宿研修所の休所日は、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）の間とする。

（使用手続き）

第6条 合宿研修所の使用を希望する者は、使用責任者を定め、使用開始予定日の7日前までに、学生支援・保健管理機構事務部学生支援事務室（以下「学生支援事務室」という。）に「合宿研修所使用許可願」を提出し、許可を受けなければならない。

2 「合宿研修所使用許可願」の受付は、当該使用開始日の2ヶ月前からとし、その許可は、申込み順を原則とする。ただし、必要に応じ調整することがある。

（使用料）

第7条 合宿研修所を課外活動のために使用する者は、別表に定める使用料を負担しなければならない。

2 既納の使用料は、返還しない。

3 第1項の使用料は、宿泊を伴わず合宿研修所を使用した場合も支払うものとする。

(鍵の受領及び返却)

第8条 前条により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、教養部警務員室に「合宿研修所使用許可書」を呈示の上、鍵を受領し、使用するものとする。

2 使用者は、使用の後、施錠を確認し、教養部警務員室に鍵を返却しなければならない。

(使用日の変更)

第9条 使用者は、使用の許可を受けた後、使用者の都合により使用日を変更しようとする場合は、第6条第1項に準じ、速やかに許可を受けなければならない。

(利用期間)

第10条 合宿研修所の利用期間は、1回につき連続した7日間(6泊7日)を限度とする。

(遵守事項)

第11条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 建物及び備品を損傷しないよう大切に取扱うこと。
- (2) 火気の取扱い及び盗難について、十分注意すること。
- (3) 使用を許可された設備・物品等を転貸しないこと。
- (4) 消灯、施錠を励行すること。
- (5) 合宿研修所内において、秩序を乱すような行為をしないこと。
- (6) 使用後は、直ちに清掃、整理整頓等を行い原状に復するとともに、火気及び水道栓の点検並びに消灯及び施錠の確認を行うこと。
- (7) その他使用に際しては、学生支援事務室の指示に従うこと。

2 前項の遵守事項に違反した場合は、次回以降の使用を認めないことがある。

(許可の変更・取消し)

第12条 次の各号に掲げる場合は、使用許可を変更又は取消すことがある。

- (1) 大学の管理運営上使用の必要が生じた場合
- (2) 「合宿研修所使用許可願」に虚偽の記載があった場合

(弁償の責務)

第13条 使用者は、故意又は過失により建物、施設設備、器具等を損傷又は滅失したときは弁償の責を負うものとする。

(事務)

第14条 合宿研修所に関する事務は、学生支援事務室で処理する。

(雑則)

第15条 この細則に定めるもののほか、合宿研修所の使用に関し必要な事項は、管理運営責任者が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年9月3日規則第187号)

この規則は、平成27年9月3日から施行し、平成27年8月1日から適用する。

附 則 (平成28年7月1日規則第111号)

この規則は、平成28年7月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則 (平成30年7月19日規則第59号)

この規則は、平成30年7月19日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

別表 (第7条関係)

国府台合宿研修所使用料

宿泊を伴う場合	宿泊を伴わない場合
1人1泊当たり 500円	1人1日当たり 200円

施設使用料については、財務部財務企画課へ納付するものとする。